

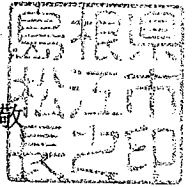
市 活 (陳) 第 5 号

平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

代表世話人 北川 泉 様

松江市長 松 浦 正 敬



「原子力災害に備えた松江市原子力災害広域避難計画」
に関する第二回公開質問について

平成 2 8 年 8 月 2 日にご質問を受けた内容について、下記の通り回答します。

1. 第 1 回質問に対する 7 月 7 日付市長回答への再質問

1-1 福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓に関する回答について

① については、前回お答えしたとおり、緊急時モニタリング体制として

- 地震や津波等の影響から、事故発生初期段階から環境への影響が把握できない状況が続いた。また、広範囲の状況を把握できる体制となっていなかった。
- 避難区域の指定のために活用されようとしていた緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) を活用できなかった。

ことを教訓としています。

②および③につきまして、本市が策定した避難計画は、原子力災害の発生による初期段階において、放射線被ばくによる市民への影響を低減するために、迅速な防護措置等に対応することを目的に策定したものであり、長期にわたる避難生活、帰還、移住、補償や生活再建などについては、国の指針における中長期対策として、災害後の放射線量や放射性物質濃度を継続して把握する中で、福島状況などを教訓として進められることと考えています。

また、避難計画では避難所生活の継続は最長半年を目途としており、それまでに順次、仮設住宅等に入居してもらう計画としています (重度の要配慮者については一ヶ月を目途) が、前回お答えしたとおり、

- 避難先が予め定まっていなかったため、最寄りの施設 (避難所) に避難住民が集中し、たらい回しされる住民が多くいた。また、住民それぞれが様々な施設に避難したため、地域コミュニティの分断が発生した。

ことを教訓に、各地区毎に避難先を定め、地域コミュニティの継続を図ることとしています。

1-2 島根原発2号機の再稼働について地元判断を求められた場合に関する回答について

- ① 同じ島根原発を抱える地方自治体として、連絡を密に取り合い対応していますので、回答が同じになる時もあります。
- ② 地元同意の判断基準について定めたものではありません。原発の問題については、安全性を第一に考えることは当然、国策での考え方など、様々な要因を総合的に勘案する必要があると考えています。従って、前回お答えしたとおりです。
- ③ ②でお答えしたとおりです。

1-3 松江市の避難計画の現状に関する回答について

以前から申し上げておりますが、避難計画というものはこれでよい、これで終わりというものではないと考えています。そのうえで、1-1で回答したとおり、この避難計画は、原子力災害の発生による初期段階において、放射線被ばくによる市民への影響を低減するために、迅速な防護措置等に対応することを目的に策定したものであり、国の指針に基づく防護措置を実施するにあたり、不備があるというものではないと考えています。

しかしながら、さらに少しでも市民の放射線被ばくの影響を低減できるよう、迅速な避難車両の確保や、避難退域時検査場所における体制整備を図っていきたいと考えているところです。

また、避難計画は福島事故直後から、発電所が所在する自治体として、市民の安全を守るために策定に取り組んだものであり、再稼働とは関わりなく、より実効性を高め続けて行くことが重要と考えています。

1-4 周辺自治体と中国電力（株）との安全協定締結に関する回答について

前回お答えしたとおり、松江市の安全協定は、立地自治体として松江市民の安全を確保するために結んでいるものであり、他市の取り組みに対して特に申し上げることはありません。

1-5 熊本地震を踏まえてに関する回答について

- ① 前回お答えしたとおり、松江市原子力広域避難計画においては、複合災害への対応方針として、
 - ▶ 発災直後は瞬時に市民の命を奪うこともある地震や津波への対応を優先することとし、市民一人ひとりが適切に身を守ることができるよう人命を最優先とした対応を行う。

- 無理に広域避難を実施せず、地震による倒壊や津波の被害を受けない指定避難所や自宅等で屋内退避を実施する。

と定めており、これを基本により切迫している危険を回避する行動をすべきと考えています。よって、家屋が倒壊・損傷された方などについては、市地域防災計画震災対策編に基づき、安全確認が為された避難所に入所していただき、身の安全を確保することが第一の対応となります。

また、市地域防災計画震災対策編においては、地震により道路、橋梁等に被害が生じた場合は、警察等関係機関と緊密な連携をとり、災害発生から6時間以内に障害物除去を開始し、緊急輸送のための交通を確保することを目標としています。

地震が原因で原子力発電所の事故が発生した場合、事故の状況によっては、当然PAZの道路の対応を優先的に実施する場合がありますし、要介護者について適切な避難場所がなければ、人力で安全な場所まで搬送することもあると考えています。

- ② 大規模地震が発生した場合、市職員は市地域防災計画に従い、家族の安全確認後、速やかに定められた施設へ参集することになっており、道路や施設の所管課において、まずは被害状況の確認を行います。その後、原子力災害が発生し、国の指針により避難を行う必要がある放射線量が測定された場合は、関係機関の情報を共有し避難経路の安全等を確認されたうえで避難指示が為されると考えています。
- ③ 災害復旧は自然災害も原子力災害も共通する部分が多く、道路の復旧は道路担当が行うこととなっています。さらに、原子力災害が進展した場合は避難経路確保を優先するため、道路担当を支援する部署も定めています。
- ④ については、前回回答時に口頭でお答えした内容に一部間違いがありましたので、改めて説明させていただきます。

佐太橋は緊急輸送道路に指定はされておりませんが、耐震改修工事は平成23年度に県が実施しています。

また、鹿島地区の多くの地区は佐太橋を西へ渡って国道431方向へ避難することが基本的な避難経路となりますので、配布したパンフレットはそのように掲載しておりました。

県・市の避難計画において、避難経路を決定するにあたっては、島根県警の誘導計画を基本に選定しており、佐太橋東方で警察による誘導が行われます。その際に、鹿島地区からの車両が渋滞した場合には、う回路としてもう少し南側の生馬地区の避難経路としている道路へ誘導されることとなっていますので、もし佐太橋が通れない事態が発生すれば同様の対応となります。

2. 避難計画に関する追加質問について

2-1 鹿島地区の道路が通れなくなった場合について

前述、1-5①でもお答えしましたように、

市地域防災計画震災対策編においては、地震により道路、橋梁等に被害が生じた場合は、警察等関係機関と緊密な連携をとり、災害発生から6時間以内に障害物除去を開始し、緊急輸送のための交通を確保することを目標としています。

地震が原因で原子力発電所の事故が発生した場合、事故の状況によっては、当然PAZの道路の対応を優先的に実施する場合もあると考えていますし、う回路を設定することも考えています。

道路、橋梁についてそれぞれの管理者により耐震診断等を実施し、順次改修も行っているところです。

2-2 風向きによる避難経路の変更については、

鹿島地区を含むPAZについては、放射性物質が放出される前に避難を実施することとしており、原則風向きは関係ないものと考えています。

2-3 避難計画の調査ですが、

県が実施した調査について、今後この結果をどのように活用するか調整中ということと伺っているところです。

2-4、5 観光客への対応について

観光客への対応について、避難計画では、

- ▶ 観光客等一時滞在者に対して、発電所において事故が発生し、原子力災害に至る可能性がわずかにでも認められる段階で、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体等に周知を行うとともに、自家用車若しくは公共交通手段によって早期に帰宅するよう求める。
- ▶ 公共交通手段が停止した際など、独自で避難することができない方については、近隣の一時集結所に集結してもらい、本計画に定める避難先に一旦避難してもらおう。
- ▶ 松江しんじ湖温泉や玉造温泉など宿泊者数が多い場所にはシャトルバスの配備等を実施する。

こととしていますが、ご意見も踏まえ、今後関係機関への周知方法については検討してまいります。

2-6 については、

1-1でお答えしたとおりです。

2-7について、

市としては、想定される災害から市民の安全を守ることが重要であり、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法に基づき、自然災害と同様に原子力災害にも備えているところです。

2-8 市職員の災害体制について、

市の地域防災計画では、全ての災害に共通して、支所応援職員を指定しています。この職員は原則該当する支所管内に居住している職員を指定しており、鹿島地区については今年度14名指定しています。

原子力災害が単独で発生した場合には、応援職員は段階に応じて本庁へ参集し、住民の避難指示がなされた地区の現地災害対策本部へ順次派遣しますので、鹿島支所には施設敷地緊急事態になった段階で順次派遣することとしています。

1-5②でも回答しましたが、大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合には、市職員は地域防災計画に従い、家族の安全確認後、原則全員速やかに定められた施設へ徒歩等で参集することになっており、支所応援職員については原則支所へ参集することとなっています。

また、避難計画において、支所応援職員で足りない場合には、更に追加で職員を派遣することとしています。

2-9 避難計画の検証について

1-3でお答えしたとおり、避難計画というものはこれでよい、これで終わりというものではないと考えており、国・県と協力して毎年実施している原子力防災訓練などを通じて検証しているところです。